

原子力発電施設等立地地域における市税の軽減措置

＝固定資産税・都市計画税の不均一課税＝

1. 目的

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づき原発立地地域に指定された本市において、事業を行う施設設備の設置者に対し、市税の不均一課税措置を講じることで、地域産業の振興と雇用機会の確保を図ります。

2. 対象事業

次の要件をすべて満たす場合、市税の不均一課税措置を受けることができます。

- ① **対象業種**：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（※原子力発電施設等に係るものを除く）
- ② **取得価額要件**：対象となる資産の取得価額の合計額が 2,700 万円を超えること。
- ③ **雇用要件**：道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業にあつては、設備稼働に伴う増加雇用者数が 15 人超（※製造業は雇用要件なし）
- ④ **対象資産**：土地、家屋、償却資産

【注意事項】

- ・設備投資の基準額（2,700 万円超）判定に土地の取得価額は含まれません（建物・償却資産のみで判定）。
- ・土地を減免対象に含める場合は、取得の翌日から 1 年以内に家屋の建設に着手している必要があります。

3. 支援の内容

事業のために取得し、事業を開始後、新たに課税されることとなった年度から 3 か年度分、以下の措置を講じます。

1 年目	2 年目	3 年目
全額免除	税率 1/4	税率 1/2

4. 申請期間および必要書類

- **申請期限**：不均一課税の措置を受けようとする年度の前年度の 1 月 31 日まで
- **提出書類**：
 - ・不均一課税申請書（様式第 1 号）
 - ・不均一課税の適用を受けようとする資産の明細書（別紙）
 - ・資産の取得金額及び取得年月日を証する書面（売買契約書・領収書等）
 - ・増加雇用者の名簿および事業所別被保険者台帳（※製造の事業以外のみ）

【お問合せ・申請先】

十日町市 産業観光部 産業政策課 産業振興係
〒948-8501 新潟県十日町市千歳町 3 丁目 3 番地（本庁 2 階）
電話番号：025-757-3139（直通） / FAX：025-752-4635